改正後

改正前

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全<u>・機能安全に</u> 係る教育実施要領

1 目的

<略>これら、機械災害を一層減少させるため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付基発第0731001号)において機械の設計・製造段階、使用段階におけるリスクアセスメント及びリスク低減等を実施し、機械の安全化を図ることが示されているとともに、労働安全衛生規則第24条の13に基づく「機械譲渡者等が行う機械の危険性等の通知の促進に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第132号)において機械の危険性等の通知を作成する場合は、機械に関する危険性等の調査の手法等について十分な知識を有する者に作成させるべきことが示されている。さらに、「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」(平成28年厚生労働省告示第353号)の2-3(3)において、機能安全を含む機械等の設計等を行う者に対して、必要な教育を実施することが示されている。

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全教育実施要 領

1 目的

<略>これら、機械災害を一層減少させるため、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成19年7月31日付基発第0731001号)において機械の設計・製造段階、使用段階におけるリスクアセスメント及びリスク低減等を実施し、機械の安全化を図ることが示されているとともに、労働安全衛生規則第24条の13に基づく「機械譲渡者等が行う機械の危険性等の通知の促進に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第132号)において機械の危険性等の通知を作成する場合は、機械に関する危険性等の調査の手法等について十分な知識を有する者に作成させるべきことが示されている。

<略>このため、本実施要領において、これらの者に対する安全衛生教育の教育カリキュラム等を示すことにより、機械の安全化を図るために必要な知識を付与し、機械の安全化を促進することにより機械による労働災害の一層の防止を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 設計技術者

機械の製造者 (メーカー)等に所属する機械の設計技術者。なお、製造者 (メーカー)等には、機械のエンジニアリング会社 (複数の機械を一つのシステムとして統合する者 (以下「システムインテグレーター」という。)を含む)、機械の譲渡者 (流通業者を含む)、機械の使用者 (ユーザー)であって、機械の設計・改造を行う事業者が含まれること。

(2) <略>

3 実施者

- (1)機械の製造者 (メーカー) <u>等及び</u>使用者 (ユーザー) である事業者
- (2) <略>
- 4 実施方法

<略>このため、本実施要項において、これらの者に対する安全衛生教育の教育カリキュラム等を示すことにより、機械の安全化を図るために必要な知識を付与し、機械の安全化を促進することにより機械による労働災害の一層の防止を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 設計技術者

機械の製造者(メーカー)等に所属する機械の設計 技術者。なお、製造者(メーカー)等には、機械のエンジニアリング会社(複数の機械を一つのシステムと して取りまとめる者を含む)、機械の譲渡者(流通業者を含む)、機械の使用者(ユーザー)であって、機械の設計・改造を行う事業者が含まれること。

(2) <略>

- 3 実施者
- (1)機械の製造者 (メーカー)<u>、</u>使用者 (ユーザー) <u>等の</u> 事業者
- (2) <略>
- 4 実施方法

(1)教育カリキュラムは別紙 1 の「設計技術者に対する機	(1) 教育カリキュ
械安全教育カリキュラム」、別紙2の「設計技術者に対	械安全教育カリ
する機能安全教育カリキュラム」又は別紙3の「生産技	する機械安全教
術管理者に対する機械安全教育カリキュラム」によるこ	
と。	
<略>	<略>
(2) • (3) <略>	(2) • (3) <略>
(4)教育の実施に当たっては、教育効果を高めるため、既	(4) 教育の実施に
<u>存のテキストの活用、演習又は実機</u> を用いた <u>教育</u> を行	<u>宜、</u> 演習 <u>や機</u>
うことが望ましいこと。	こと。
5 <略>	5 <略>
別紙 <u>1</u>	別紙
<略>	<略>

ュラムは別紙の「設計技術者に対する機 キュラム」又は「生産技術管理者に対 教育カリキュラム」によること。

- こ当たっては、教育効果を高めるため<u>適</u> 幾材を用いた説明を行うことが望ましい

別紙3

<略>

生産技術管理者に対する機械安全教育カリキュラム

生産技術管理者に対する機械安全教育カリキュラム

<略>